

# 防府市地域防災計画 (共通編)

## 新旧対照表

(案)





現 行	修 正 案	備 考																		
<p><b>第2章 防災面からみた防府市の概況</b></p> <p><b>第3節 防府市の気象と災害</b></p> <p>第2項 災害</p> <p>4 高潮 (略)</p> <p>本市においては、平成11年台風18号が襲来し、高潮に伴う床上浸水等の被害が発生している。</p> <p>現在の想定では、高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内沿岸において、山口県を通過した既往最大規模の台風(昭和20年9月枕崎台風)が、防府市に最も影響のある経路を進んだ場合を想定して高潮の潮位を定め、ハザードマップを作成し、全世帯への配布やホームページへの掲載等を行っているが、実際の高潮災害では、想定以上のものが発生し得ることを十分に市民へ周知する必要がある。また、ハザードマップの表示によってイメージが固定化されないよう柔軟な対応ができる活用法の啓発が必要である。</p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第1節 災害に強い都市基盤の整備</b></p> <p>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、西日本電信電話(株)山口支店、<u>中国電力(株)山口営業所</u>、山口合同ガス(株)防府支店</p> <p><b>第2節 建築物等の安全化の促進</b></p> <p>第1項 建築物等の安全化</p> <p>1 公共建築物の安全化</p> <p>新耐震法改正以前に設計された建築物について、市は、庁舎、消防署、小・中学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や防府市公会堂、不特定多数の者を収容する施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮した上で、建築物の耐震改修の促進に関する法律の対象枠を拡大して安全化に取り組む。また、新規建設に当たっては、施設の重要度等を勘案し、耐震性能の確保及び不燃化に努める。</p> <p><b>第2章 災害に強い人づくり・地域づくり</b></p> <p><b>第1節 防災に関する普及啓発</b></p> <p>第1項 防災に関する普及啓発</p> <p>5 普及啓発の内容</p> <table border="1" data-bbox="163 1787 1308 1959"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	平常時の活動	災害時の活動	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><b>第2章 防災面からみた防府市の概況</b></p> <p><b>第3節 防府市の気象と災害</b></p> <p>第2項 災害</p> <p>4 高潮 (略)</p> <p>本市においては、平成11年台風18号が襲来し、高潮に伴う床上浸水等の被害が発生している。</p> <p>現在の想定では、高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内海沿岸において、山口県を通過した既往最大規模の台風(昭和20年9月枕崎台風)が、防府市に最も影響のある経路を進んだ場合を想定して高潮の潮位を定め、ハザードマップを作成し、全世帯への配布やホームページへの掲載等を行っているが、実際の高潮災害では、想定以上のものが発生し得ることを十分に市民へ周知する必要がある。また、ハザードマップの表示によってイメージが固定化されないよう柔軟な対応ができる活用法の啓発が必要である。</p> <p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 災害に強いまちづくり</b></p> <p><b>第1節 災害に強い都市基盤の整備</b></p> <p>主な担当関係機関：国土交通省山口河川国道事務所、防府土木建築事務所、山口農林水産事務所、西日本電信電話(株)山口支店、<u>中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター</u>、山口合同ガス(株)防府支店</p> <p><b>第2節 建築物等の安全化の促進</b></p> <p>第1項 建築物等の安全化</p> <p>1 公共建築物の安全化</p> <p>新耐震法改正以前に設計された建築物について、市は、庁舎、消防署、小・中学校、病院等防災上重要な機能を有する施設や不特定多数の者を収容する施設など、その重要性や規模、建築年次、利用状況等を考慮した上で、建築物の耐震改修の促進に関する法律の対象枠を拡大して安全化に取り組む。また、新規建設に当たっては、施設の重要度等を勘案し、耐震性能の確保及び不燃化に努める。</p> <p><b>第2章 災害に強い人づくり・地域づくり</b></p> <p><b>第1節 防災に関する普及啓発</b></p> <p>第1項 防災に関する普及啓発</p> <p>5 普及啓発の内容</p> <table border="1" data-bbox="1427 1787 2573 1959"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>平常時の活動</th> <th>災害時の活動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	平常時の活動	災害時の活動	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表現の適正化</p> <p>分社に伴う修正</p> <p>所要の修正</p>
対象	平常時の活動	災害時の活動																		
(略)	(略)	(略)																		
(略)	(略)	(略)																		
対象	平常時の活動	災害時の活動																		
(略)	(略)	(略)																		
(略)	(略)	(略)																		



現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、消防本部</p> <p>(現状と課題)</p> <p>■情報網・通信手段の整備</p> <p>現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話を含む。）、FAX、災害時優先電話（携帯電話を含む。）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、消防救急デジタル無線（消防本部）、簡易無線（クリーンセンター）、市メールサービス、緊急通報 web119、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。</p> <p>第1項 情報処理体制の整備</p> <p>1 情報収集・伝達体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ 航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう防災関係機関間における事前調整等による体制の整備</li> </ul> </div>	<p><b>第2節 災害情報の収集・伝達体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、消防本部</p> <p>(現状と課題)</p> <p>■情報網・通信手段の整備</p> <p>現在、市において使用可能な通信手段は、一般加入電話（携帯電話を含む。）、FAX、災害時優先電話（携帯電話を含む。）、県防災行政無線、県衛星通信、市防災行政無線（同報系・移動系）、<u>IP無線</u>、消防救急デジタル無線（消防本部）、簡易無線（クリーンセンター）、市メールサービス、Net119、緊急告知防災ラジオ、緊急速報メール及び同報系防災行政無線のテレフォンサービスがある。</p> <p>第1項 情報処理体制の整備</p> <p>1 情報収集・伝達体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ 航空機、<u>無人航空機</u>、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう防災関係機関間における事前調整等による体制の整備</li> </ul> </div>	<p>組織改編</p> <p>IP無線の導入</p> <p>(国) 防災基本計画の見直しに伴う修正</p>
<p><b>第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、<u>職員課</u>、保険年金課（物資輸送班）、社会福祉課、消防本部、上下水道局</p>	<p><b>第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、<u>人事課</u>、保険年金課（物資輸送班）、社会福祉課、消防本部、上下水道局</p>	<p>組織改編</p>
<p><b>第4節 応援要請・受援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、<u>職員課</u>、社会福祉課、文化・スポーツ課、消防本部、上下水道局</p>	<p><b>第4節 応援要請・受援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、<u>人事課</u>、社会福祉課、文化・スポーツ課、消防本部、上下水道局</p>	<p>組織改編</p>
<p><b>第5節 被災自治体への応援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、<u>職員課</u>、社会福祉課、健康増進課、都市計画課、建築課、消防本部、上下水道局</p>	<p><b>第5節 被災自治体への応援体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、<u>人事課</u>、社会福祉課、健康増進課、都市計画課、建築課、消防本部、上下水道局</p>	<p>組織改編</p>

現 行	修 正 案	備 考				
<p><b>第5章 医療救護活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 医療救護活動体制の整備</b></p> <p>第1項 医療救護活動体制の整備</p> <p>4 医療救護班による応急医療に関する協力体制の整備</p> <p>市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と医療救護班の編成、物資・要員の調達等について協議し、災害発生直後から迅速に医療救護班の編成や派遣、DMA T（災害派遣医療チーム）やJMA T（日本医師会災害医療チーム）などの受入れ及び救護所への受入れができるよう、初動医療体制の整備を進める。</p> <p><b>第6章 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</b></p> <p>（現状と課題）</p> <p>市内の輸送拠点としては、防府市公設青果物地方卸売市場を指定している。また、防府高校、佐波小学校、桑山中学校等を臨時ヘリポートとして使用する<u>予定である。</u>引き続き、災害状況に応じた拠点の整備や、効果的な物資集配の拠点の整備、体制の強化等を進める。</p> <p><b>第2節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：<u>総務課</u></p> <p><b>第7章 避難体制の整備</b></p> <p><b>第2節 避難体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、河川港湾課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p>第2項 特別な区域における避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、基礎調査の結果を公表するとともに区域を明示するため、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定している。</p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域</u></p> <p><u>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備を行う。</u></p> <p><u>(2) 土砂災害特別警戒区域</u></p> <p><u>警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。</u></p>	<p><b>第5章 医療救護活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 医療救護活動体制の整備</b></p> <p>第1項 医療救護活動体制の整備</p> <p>4 医療救護班による応急医療に関する協力体制の整備</p> <p>市は、防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会、山口県看護協会等と医療救護班の編成、物資・要員の調達等について協議し、災害発生直後から迅速に医療救護班の編成や派遣、DMA T（災害派遣医療チーム）やJMA T（日本医師会災害医療チーム）、<u>DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）</u>などの受入れ及び救護所への受入れができるよう、初動医療体制の整備を進める。</p> <p><b>第6章 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p><b>第1節 緊急輸送ネットワークの整備</b></p> <p>（現状と課題）</p> <p>市内の輸送拠点としては、防府市公設青果物地方卸売市場を指定している。また、防府高校、佐波小学校、桑山中学校等を臨時ヘリポートとして使用する。引き続き、災害状況に応じた拠点の整備や、効果的な物資集配の拠点の整備、体制の強化等を進める。</p> <p><b>第2節 緊急輸送体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：<u>行政管理課</u></p> <p><b>第7章 避難体制の整備</b></p> <p><b>第2節 避難体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、河川港湾課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p>第2項 特別な区域における避難体制の整備</p> <p>1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p> <p>県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、基礎調査の結果を公表するとともに区域を明示するため、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定している。</p> <table border="1" data-bbox="1427 1755 2555 1999"> <tr> <td data-bbox="1427 1755 1673 1881">土砂災害警戒区域</td> <td data-bbox="1673 1755 2555 1881"><u>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備を行う。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1427 1881 1673 1999">土砂災害特別警戒区域</td> <td data-bbox="1673 1881 2555 1999"><u>警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。</u></td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域	<u>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備を行う。</u>	土砂災害特別警戒区域	<u>警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。</u>	<p>所要の修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>所要の修正</p>
土砂災害警戒区域	<u>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備を行う。</u>					
土砂災害特別警戒区域	<u>警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。</u>					

現 行	修 正 案	備 考
<p>市は、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める（土砂災害防止法第8条）。</p> <p>また、市長は、市防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <div data-bbox="163 436 1288 814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (略)</li> <li>◆ 警戒区域内の要配慮者利用施設利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> </ul> </div> <div data-bbox="151 873 1347 947" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 [災害危険区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧</li> </ul> </div> <div data-bbox="151 968 1347 1041" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</li> </ul> <p>※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。</p> <p>なお、前項1の土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者は、土砂災害防止法第8条の2の規定による避難確保計画を作成し、その計画に基づく避難訓練を実施することになっており、国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。</p> <p>また、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p> </div> <div data-bbox="151 1472 1347 1545" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>資料編 [避難体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2-12-2 土砂災害警戒区域における避難体制の整備</li> </ul> </div>	<p>市は、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める（土砂災害防止法第8条）。</p> <p>(削除)</p> <div data-bbox="1427 436 2552 772" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ (略)</li> <li>◆ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> <li>◆ (略)</li> </ul> </div> <p>※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。</p> <p>(1) 市防災会議は、上記の規定により市防災計画において上記に掲げる警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めるときは、当該市防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。</p> <p>(2) 市は、市防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。</p> <p>(4) 上記(3)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(3)の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市に報告する。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(5) 市は、上記(3)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記(3)の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>(6) 市は、上記(5)の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(7) 上記(3)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(3)の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記(3)の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p>(8) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p>	<p>所要の修正</p> <p>(県) 地域防災計画見直しに伴う修正</p> <p>土砂災害防止法改正に伴う修正</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>2 洪水浸水想定区域</p> <p>(新規)</p> <p>資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-14-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 (佐波川)</li> <li>2-14-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 (馬刀川、柳川)</li> </ul> <p>資料編 [避難体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-12-3 洪水浸水想定区域における避難体制の整備</li> </ul> <p>第3節 避難場所等の指定及び整備</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課、教育委員会 (学校教育課・教育総務課・生涯学習課)</p>	<p>資料編 [避難体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-12-2 土砂災害警戒区域における避難体制の整備</li> </ul> <p>資料編 [災害危険区域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-13-2 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧</li> </ul> <p>資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設</li> </ul> <p>2 洪水浸水想定区域</p> <p>(1) 市防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、洪水の浸水のおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。国、県及び市は、連携して啓発や計画作成・訓練実施に向けた支援を行う。</p> <p>(2) 上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(1)の計画を作成したときは、遅滞なく、これを市に報告する。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(3) 市は、上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記(1)の計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>(4) 市は、上記(3)の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>(5) 上記(1)の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記(1)の計画で定めるところにより、洪水の浸水のおそれがある場合における上記(1)の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p> <p>(6) 県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</p> <p>資料編 [避難体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-12-3 洪水浸水想定区域における避難体制の整備</li> </ul> <p>資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-14-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 (佐波川)</li> <li>2-14-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 (馬刀川、柳川)</li> </ul> <p>第3節 避難場所等の指定及び整備</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、行政管理課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課、教育委員会 (学校教育課・教育総務課・生涯学習課)</p>	<p>所要の修正</p> <p>水防法改正に伴う修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>組織改編</p>

現 行	修 正 案	備 考																
<p>(基本方針)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○男女共同参画の視点や要配慮者への配慮等を反映した避難所運営マニュアルを整備するとともに、開設・運営訓練等を実施する。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>第1項 避難場所等の指定及び周知</p> <p>1 避難場所等の指定</p> <p><u>(5) (新規)</u></p> <p>第2項 避難場所等の運営管理体制の整備</p> <p>4 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、避難場所等の円滑な開設・運営をするとともに、男女共同参画の視点、女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営等をするため、避難場所等の開設や運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を作成している。今後は、国・県の指針等の見直しや訓練の課題などを踏まえ、適宜見直しを検討する。</p> <p>6 指定避難所における備蓄対策の推進</p> <p>(1) 備蓄計画の策定</p> <p>食料品・飲料水等や常備薬、炊き出し用具、毛布等の生活必需品などのうち、避難生活に必要な物資として市が備蓄する品目等を定めた備蓄計画を策定し、随時更新を図る。この際、男女共同参画の視点や、要配慮者の特性に十分考慮した計画となるよう配慮する。</p> <p><b>第8章 要配慮者のための環境整備</b></p> <p><b>第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</b></p> <p>第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成</p> <p>3 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <table border="1" data-bbox="160 1696 1305 1992"> <tr> <td>要介護者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>難病患者</td> <td>◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって重度認定を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重度認定を受けている者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	要介護者	(略)	障害者	(略)	難病患者	◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって重度認定を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重度認定を受けている者	その他	(略)	<p>(基本方針)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○男女共同参画の視点や要配慮者への配慮、<u>感染症対策等</u>を反映した避難所運営マニュアルを整備するとともに、開設・運営訓練等を実施する。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>第1項 避難場所等の指定及び周知</p> <p>1 避難場所等の指定</p> <p><u>(5) ホテル・旅館の活用</u></p> <p><u>感染症対策について、感染患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災部局と保健部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討しておく。</u></p> <p>第2項 避難場所等の運営管理体制の整備</p> <p>4 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、避難場所等の円滑な開設・運営をするとともに、男女共同参画の視点、<u>感染症対策</u>、女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営等をするため、避難場所等の開設や運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を作成している。今後は、国・県の指針等の見直しや訓練の課題などを踏まえ、適宜見直しを検討する。</p> <p>6 指定避難所における備蓄対策の推進</p> <p>(1) 備蓄計画の策定</p> <p>食料品・飲料水等や常備薬、<u>マスク、消毒液、使い捨て手袋、キャップ等衛生用品</u>、炊き出し用具、毛布等の生活必需品などのうち、避難生活に必要な物資として市が備蓄する品目等を定めた備蓄計画を策定し、随時更新を図る。この際、男女共同参画の視点や、要配慮者の特性に十分考慮した計画となるよう配慮する。</p> <p><b>第8章 要配慮者のための環境整備</b></p> <p><b>第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備</b></p> <p>第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成</p> <p>3 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <table border="1" data-bbox="1421 1688 2567 1986"> <tr> <td>要介護者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>難病患者</td> <td>◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者の<u>認定</u>を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者の<u>認定</u>を受けている者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	要介護者	(略)	障害者	(略)	難病患者	◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者の <u>認定</u> を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者の <u>認定</u> を受けている者	その他	(略)	<p>新型コロナウイルス感染症対策の反映</p> <p>(国) 防災基本計画の見直しに伴う修正及び新型コロナウイルス感染症対策の反映</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の反映</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の反映</p> <p>難病報経過措置終了に伴う修正</p>
要介護者	(略)																	
障害者	(略)																	
難病患者	◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって重度認定を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重度認定を受けている者																	
その他	(略)																	
要介護者	(略)																	
障害者	(略)																	
難病患者	◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者の <u>認定</u> を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者の <u>認定</u> を受けている者																	
その他	(略)																	

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第3節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備</b>  第1項 避難場所等における要配慮者への配慮  指定避難所においては、福祉避難室等のスペースを確保するなど、要配慮者に配慮した避難所運営ができるよう環境整備を推進する。  また、要配慮者の特性に十分考慮した備蓄の推進を図る。</p> <p><b>第10章 物資供給体制の整備</b>  第1節 食料の確保・供給体制の整備</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、農林水産振興課、<u>職員課</u>、子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p> <p><b>第3節 生活必需品等の供給体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課、防災危機管理課、<u>総務課</u>、健康増進課</p> <p><b>第13章 保健衛生及び防疫活動体制の整備</b>  第1節 保健衛生活動体制の整備  第1項 保健衛生体制の整備  市は、市の保健師及び栄養士が、災害時に巡回指導等により被災者の健康管理及び栄養指導ができるよう、健康福祉部救護班の中に市の保健師及び栄養士（健康福祉部要配慮者支援班に所属する課の職員も含む。）で構成する保健活動班を設置するなど、災害時の保健指導体制を確立しておく<u>とともに、あらかじめ災害時保健活動マニュアルを作成する</u>。また、市、山口健康福祉センター及び精神保健福祉センターは連携して、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○災害時保健活動マニュアルを<u>作成</u>するとともに、山口健康福祉センター等との平常時からの連携体制を整える。 </div>	<p><b>第3節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備</b>  第1項 避難場所等における要配慮者への配慮  指定避難所においては、福祉避難室等のスペースを確保するなど、要配慮者に配慮した避難所運営ができるよう環境整備を推進する。  また、要配慮者の特性に十分考慮した備蓄の推進を図る<u>ほか、避難所担当職員研修時に、要配慮者の対応が出来るよう内容を検討する</u>。</p> <p><b>第10章 物資供給体制の整備</b>  第1節 食料の確保・供給体制の整備</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、農林水産振興課、<u>人事課</u>、子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p> <p><b>第3節 生活必需品等の供給体制の整備</b></p> <p>主な担当関係部署：社会福祉課、防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、健康増進課</p> <p><b>第13章 保健衛生及び防疫活動体制の整備</b>  第1節 保健衛生活動体制の整備  第1項 保健衛生体制の整備  市は、市の保健師及び栄養士が、災害時に巡回指導等により被災者の健康管理及び栄養指導ができるよう、健康福祉部救護班の中に市の保健師及び栄養士（健康福祉部要配慮者支援班に所属する課の職員も含む。）で構成する保健活動班を設置し、災害時の保健指導体制を確立しておく（<u>災害時保健活動マニュアル参照</u>）。また、市、山口健康福祉センター及び精神保健福祉センターは連携して、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○災害時保健活動マニュアルを<u>必要時更新</u>するとともに、山口健康福祉センター等との平常時からの連携体制を整える。  「<u>災害時の保健活動推進マニュアル</u>」（日本公衆衛生協会、全国保健師長会）  「<u>山口県災害時健康管理マニュアル</u>」  「<u>大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン</u>」参照 </div>	<p>所要の修正</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第 1 4 章 動物救護のための体制の整備</b>  <b>第 1 節 動物救護活動のための体制の整備</b></p> <p>(現状と課題)  災害時の動物救護に関しては、環境省から平成25 年6 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出され、平成26 年3 月に山口県動物愛護管理推進計画が改訂されている。このガイドラインは、平成28 年4 月に発生した熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、平成30 年3 月に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂されている。今後は、このガイドラインや計画に基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、<u>飼い主等への指導、普及啓発を行う必要がある。</u></p> <p><b>第 1 5 章 行方不明者の捜索及び遺体処理の体制整備</b>  <b>第 1 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理体制の整備</b></p> <p>(現状と課題)  平成 20 年 3 月に公表された山口県の地震被害想定では、佐波川断層地震による防府市内の死者は最大で 339 人にのぼると想定されている。大規模災害で多数の行方不明者や死者が発生した際の捜索や遺体の取り扱い、<u>埋火葬</u>の体制整備や応援要請に向けた準備が必要となる。</p> <p><b>第 1 6 章 災害廃棄物等の処理体制の整備</b>  <b>第 1 節 災害廃棄物等の処理体制の整備</b></p> <p>(基本方針) 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○大規模な地震や風水害の発生時に、迅速かつ適切に災害廃棄物処理を行うため、本市を取り巻く状況等の変化にあわせて、災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行い、災害廃棄物処理体制を強化する。 </div> <p>第 2 項 し尿処理体制の整備</p> <p><b>【達成目標】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○し尿処理事業者と、災害時の応援協定の締結を進める。 </div> <p><b>第 1 7 章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備</b>  <b>第 1 節 建物応急対策の整備</b>  第 2 項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備</p>	<p><b>第 1 4 章 動物救護のための体制の整備</b>  <b>第 1 節 動物救護活動のための体制の整備</b></p> <p>(現状と課題)  災害時の動物救護に関しては、環境省から平成 25 年 6 月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出され、平成 26 年 3 月に山口県動物愛護管理推進計画が改訂されている。このガイドラインは、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、平成 30 年 3 月に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改訂されている。今後は、このガイドラインや計画に基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、<u>飼い主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのゲージやペットフード等の用意など、飼い主による平時の備えや避難先のルールについて普及啓発を行う必要がある。</u></p> <p><b>第 1 5 章 行方不明者の捜索及び遺体処理の体制整備</b>  <b>第 1 節 行方不明者の捜索及び遺体の処理体制の整備</b></p> <p>(現状と課題)  平成 20 年 3 月に公表された山口県の地震被害想定では、佐波川断層地震による防府市内の死者は最大で 339 人にのぼると想定されている。大規模災害で多数の行方不明者や死者が発生した際の捜索や遺体の取り扱い、<u>埋葬</u>の体制整備や応援要請に向けた準備が必要となる。</p> <p><b>第 1 6 章 災害廃棄物等の処理体制の整備</b>  <b>第 1 節 災害廃棄物等の処理体制の整備</b></p> <p>(基本方針) 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ○大規模な地震や風水害の発生時に、迅速かつ適切に災害廃棄物処理を行うため、本市を取り巻く状況等の変化にあわせて、「防府市災害廃棄物処理計画」の見直しを適宜行い、災害廃棄物処理体制を強化する。 </div> <p>第 2 項 し尿処理体制の整備</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>第 1 7 章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備</b>  <b>第 1 節 建物応急対策の整備</b>  第 2 項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供体制の整備</p>	<p>人とペットの災害対策ガイドラインによる修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>目標達成により削除</p>

現 行			修 正 案			備 考
1 応急仮設住宅の候補地の選定			1 応急仮設住宅の候補地の選定			誤記修正
応急仮設住宅 建設候補地	岩島公園	防府市岩島一丁目3930	岩島公園	防府市岩島一丁目3930		
	三田尻御茶屋公園	防府市お茶屋町1307-1	三田尻御茶屋公園	防府市お茶屋町1307-1		
	牟礼中学校グラウンド	防府市敷山町1-1	牟礼中学校グラウンド	防府市敷山町1-1		
	松崎小学校グラウンド	防府市東松崎町1-1	松崎小学校グラウンド	防府市東松崎町1-1		
	桑山中学校グラウンド	防府市桑山二丁目7-26	(削除)	(削除)		
	華西中学校グラウンド	防府市大字西浦545-2	華西中学校グラウンド	防府市大字西浦545-2		
	西浦小学校グラウンド	防府市大字西浦1944-1	西浦小学校グラウンド	防府市大字西浦1944-1		
	富海小学校グラウンド	防府市大字富海1248	富海小学校グラウンド	防府市大字富海1248		
	富海中学校グラウンド	防府市大字富海1246-1	富海中学校グラウンド	防府市大字富海1246-1		
	小野中学校グラウンド	防府市大字奈美25	(削除)	(削除)		
大道中学校グラウンド	防府市大字台道1124	大道中学校グラウンド	防府市大字台道1124			
第3節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備			第3節 ライフライン施設の応急復旧体制の整備			分社に伴う修正
<p>主な担当関係機関：県企業局、<u>中国電力(株)山口営業所</u>、山口合同ガス(株)防府支店、西日本電信電話(株)山口支店、西日本旅客鉄道(株)</p>			<p>主な担当関係機関：県企業局、<u>中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター</u>、山口合同ガス(株)防府支店、西日本電信電話(株)山口支店、西日本旅客鉄道(株)</p>			
第1項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備			第1項 ライフライン施設の応急復旧体制の整備			分社に伴う修正
3 電気事業者（ <u>中国電力株式会社</u> ）			3 電気事業者（ <u>中国電力ネットワーク株式会社</u> ）			
第3編 災害応急対策計画			第3編 災害応急対策計画			大規模火災その他特殊災害発生時の配備対応基準の反映
第1章 応急活動体制の確立			第1章 応急活動体制の確立			
第2節 災害対策本部等の設置・運営等			第2節 災害対策本部等の設置・運営等			
第1項 災害対策本部等の設置			第1項 災害対策本部等の設置			
1 第1警戒体、第2警戒体制			1 第1警戒体、第2警戒体制			
(2) 第2警戒体制			(2) 第2警戒体制			
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害の場合	津波災害の場合	(新規)	その他の災害の場合	
第2警戒体制	(略)	(略)		(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に大規模な火災、危険物等に係る事故、原子力事故が発生した場合</li> <li>その他の人的物的被害が甚大な事故が発生した場合（社会的影響度が高いもの）</li> </ul>	
本部の設置	(略)					
実施する業務	(略)					
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害の場合	津波災害の場合		その他の災害の場合	
第2警戒体制	(略)	(略)	二			
本部の設置	(略)					
実施する業務	(略)					

現 行		修 正 案		備 考																																																						
2 水防本部の設置		2 水防本部の設置		水防本部設置運営要綱の見直しによる修正																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防非常体制 (水防本部 設置)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。</li> <li>◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル3相当）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。</li> <li>◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</li> <li>◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。</li> <li>◆ 高潮による被害が予想される時。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		気 象 災 害 の 場 合	水防非常体制 (水防本部 設置)		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。</li> <li>◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル3相当）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。</li> <li>◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</li> <li>◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。</li> <li>◆ 高潮による被害が予想される時。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防非常体制 (水防本部 設置)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。</li> <li>◆ 土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。</li> <li>◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</li> <li>◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。</li> <li>◆ 高潮による被害が予想される時。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		気 象 災 害 の 場 合	水防非常体制 (水防本部 設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。</li> <li>◆ 土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。</li> <li>◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</li> <li>◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。</li> <li>◆ 高潮による被害が予想される時。</li> </ul>																																																
	気 象 災 害 の 場 合																																																									
水防非常体制 (水防本部 設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。</li> <li>◆ 土砂災害警戒情報（土砂災害降雨危険度レベル3相当）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。</li> <li>◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</li> <li>◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。</li> <li>◆ 高潮による被害が予想される時。</li> </ul>																																																									
	気 象 災 害 の 場 合																																																									
水防非常体制 (水防本部 設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。</li> <li>◆ 土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル3相当））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想される時。</li> <li>◆ 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。</li> <li>◆ 台風の暴風域が24時間以内に防府市にかかると予想される時。</li> <li>◆ 高潮による被害が予想される時。</li> </ul>																																																									
3 災害対策本部の設置		3 災害対策本部の設置		表現の適正化																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> <th>地震災害・津波災害の場合</th> <th>その他の災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 (災害対策 本部設 置)</td> <td>(略)</td> <td> <b>【第1非常体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> <li>◆ 「山口県瀬戸内沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置に伴う事務</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合		その他の災害の場合	非常体制 (災害対策 本部設 置)	(略)	<b>【第1非常体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> <li>◆ 「山口県瀬戸内沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>		(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>	設置者	(略)			設置場所	(略)			設置に伴う事務	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>気 象 災 害 の 場 合</th> <th>地震災害・津波災害の場合</th> <th>その他の災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常体制 (災害対策 本部設 置)</td> <td>(略)</td> <td> <b>【第1非常体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置に伴う事務</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合	非常体制 (災害対策 本部設 置)	(略)	<b>【第1非常体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>		(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>	設置者	(略)			設置場所	(略)			設置に伴う事務	(略)		
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合																																																							
非常体制 (災害対策 本部設 置)	(略)	<b>【第1非常体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> <li>◆ 「山口県瀬戸内沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>																																																							
	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>																																																							
			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>																																																							
設置者	(略)																																																									
設置場所	(略)																																																									
設置に伴う事務	(略)																																																									
	気 象 災 害 の 場 合	地震災害・津波災害の場合	その他の災害の場合																																																							
非常体制 (災害対策 本部設 置)	(略)	<b>【第1非常体制】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき</li> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>																																																							
	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき</li> </ul>																																																							
			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</li> <li>◆ その他救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。</li> </ul>																																																							
設置者	(略)																																																									
設置場所	(略)																																																									
設置に伴う事務	(略)																																																									

現 行	修 正 案	備 考																
<p><b>第2章 災害情報等の収集・伝達</b>  <b>第1節 災害発生直前の情報収集・伝達</b>  第1項 気象警報・注意報等の収集</p> <table border="1" data-bbox="163 310 1308 753"> <tr> <td>気象警報・注意報等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。  「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき  「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき  「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</li> <li>◆ (略)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>◆ (略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td> <td>◆ (略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警報等</td> <td>◆ (略)</td> </tr> </table> <p><b>第2節 災害発生時の通信手段の確保</b>  主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、消防本部</p> <p><b>第4節 被災者情報の把握及び提供</b>  主な担当関係部署：市民課、社会福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、障害福祉課、防災危機管理課、<u>総務課</u></p> <p><b>第3章 広報活動</b>  <b>第1節 広報活動</b>  主な担当関係部署：情報政策課（広報班）、<u>総務課</u>、防災危機管理課、市民活動推進課（出張所班）、消防本部</p> <p>第1項 広報体制の確保  3 広報手段  (略)</p> <p>広報の際は、本部統括部情報発信班、消防本部（消防団）、自主防災組織、自治会等と密接に連絡をとるよう努める。また、視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、支援者等の協力を得ながら、<u>外国人には多言語等</u>特性に応じた適切な情報提供となるよう配慮する。</p>	気象警報・注意報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。  「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき  「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき  「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</li> <li>◆ (略)</li> </ul>	土砂災害警戒情報	◆ (略)	土砂災害緊急情報	◆ (略)	噴火警報等	◆ (略)	<p><b>第2章 災害情報等の収集・伝達</b>  <b>第1節 災害発生直前の情報収集・伝達</b>  第1項 気象警報・注意報等の収集</p> <table border="1" data-bbox="1427 310 2573 753"> <tr> <td>気象警報・注意報等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報を発表する。  「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき  「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき  「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</li> <li>◆ (略)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>◆ (略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害緊急情報</td> <td>◆ (略)</td> </tr> <tr> <td>噴火警報等</td> <td>◆ (略)</td> </tr> </table> <p><b>第2節 災害発生時の通信手段の確保</b>  主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、消防本部</p> <p><b>4節 被災者情報の把握及び提供</b>  主な担当関係部署：市民課、社会福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、障害福祉課、防災危機管理課、<u>行政管理課</u></p> <p><b>第3章 広報活動</b>  <b>第1節 広報活動</b>  主な担当関係部署：情報政策課（広報班）、<u>行政管理課</u>、防災危機管理課、市民活動推進課（出張所班）、消防本部</p> <p>第1項 広報体制の確保  3 広報手段  (略)</p> <p>広報の際は、本部統括部情報発信班、消防本部（消防団）、自主防災組織、自治会等と密接に連絡をとるよう努める。また、視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、支援者等の協力を得ながら、特性に応じた適切な情報提供となるよう配慮する。</p>	気象警報・注意報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報を発表する。  「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき  「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき  「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</li> <li>◆ (略)</li> </ul>	土砂災害警戒情報	◆ (略)	土砂災害緊急情報	◆ (略)	噴火警報等	◆ (略)	<p>表現の適正化</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>所要の修正</p>
気象警報・注意報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報が発表される。  「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき  「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき  「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</li> <li>◆ (略)</li> </ul>																	
土砂災害警戒情報	◆ (略)																	
土砂災害緊急情報	◆ (略)																	
噴火警報等	◆ (略)																	
気象警報・注意報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下関地方気象台は、県内の市町ごとに以下の気象情報を発表する。  「注意報」：大雨や強風などの気象現象により災害が起こるおそれのあるとき  「警報」：重大な災害が起こるおそれのあるとき  「特別警報」：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合</li> <li>◆ (略)</li> </ul>																	
土砂災害警戒情報	◆ (略)																	
土砂災害緊急情報	◆ (略)																	
噴火警報等	◆ (略)																	

現 行	修 正 案	備 考																														
<p><b>第4章 応援派遣・受援活動</b></p> <p>第1節 防災機関等との応援・受援</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、職員課、社会福祉課、消防本部、上下水道局</p> <p>第1項 応援・協力の要請</p> <p>3 協定に基づく応援の要請</p> <p>(1) 他の地方公共団体等への応援要請</p> <table border="1"> <tr> <td>主な応援要請基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主な要請内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主な協定締結先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 74 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（令和元年 7 月末現在）</p> </td> </tr> </table> <p>第2項 応援の受入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>担 当 部 署</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的</td> <td>総務部職員班（職員課）</td> <td>県・相互応援協定締結市ほか</td> </tr> <tr> <td>物的</td> <td>健康福祉部救助班（社会福祉課）</td> <td>県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 被災自治体への応援</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、職員課、社会福祉課、市民活動推進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p> <p><b>第7章 緊急輸送</b></p> <p>第4節 輸送手段の確保</p> <p>主な担当関係部署：総務課、農林漁港整備課</p>	主な応援要請基準	(略)	主な要請内容	(略)	主な協定締結先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 74 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（令和元年 7 月末現在）</p>	項 目	担 当 部 署	関 係 機 関	人的	総務部職員班（職員課）	県・相互応援協定締結市ほか	物的	健康福祉部救助班（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか	<p><b>第4章 応援派遣・受援活動</b></p> <p>第1節 防災機関等との応援・受援</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>人事課</u>、社会福祉課、消防本部、上下水道局</p> <p>第1項 応援・協力の要請</p> <p>3 協定に基づく応援の要請</p> <p>(1) 他の地方公共団体等への応援要請</p> <table border="1"> <tr> <td>主な応援要請基準</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主な要請内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主な協定締結先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 52 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（令和 2 年 9 月末現在）</p> </td> </tr> </table> <p>第2項 応援の受入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>担 当 部 署</th> <th>関 係 機 関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的</td> <td>総務部職員班（<u>人事課</u>）</td> <td>県・相互応援協定締結市ほか</td> </tr> <tr> <td>物的</td> <td>健康福祉部救助班（社会福祉課）</td> <td>県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 被災自治体への応援</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>人事課</u>、社会福祉課、市民活動推進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p> <p><b>第7章 緊急輸送</b></p> <p>第4節 輸送手段の確保</p> <p>主な担当関係部署：<u>行政管理課</u>、農林漁港整備課</p>	主な応援要請基準	(略)	主な要請内容	(略)	主な協定締結先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 52 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（令和 2 年 9 月末現在）</p>	項 目	担 当 部 署	関 係 機 関	人的	総務部職員班（ <u>人事課</u> ）	県・相互応援協定締結市ほか	物的	健康福祉部救助班（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか	<p>組織改編</p> <p>時点修正</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p>
主な応援要請基準	(略)																															
主な要請内容	(略)																															
主な協定締結先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 53 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 74 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（令和元年 7 月末現在）</p>																															
項 目	担 当 部 署	関 係 機 関																														
人的	総務部職員班（職員課）	県・相互応援協定締結市ほか																														
物的	健康福祉部救助班（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか																														
主な応援要請基準	(略)																															
主な要請内容	(略)																															
主な協定締結先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</li> <li>◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体 52 自治体）</li> <li>◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち 77 自治体）</li> <li>◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書</li> <li>◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち 9 自治体）</li> <li>◆ 雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成 6 自治体）</li> <li>◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定</li> <li>◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他 12 団体</li> <li>◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象</li> <li>◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他 4 団体</li> </ul> <p style="text-align: right;">（令和 2 年 9 月末現在）</p>																															
項 目	担 当 部 署	関 係 機 関																														
人的	総務部職員班（ <u>人事課</u> ）	県・相互応援協定締結市ほか																														
物的	健康福祉部救助班（社会福祉課）	県・相互応援協定締結市 日本赤十字社 社会福祉協議会ほか																														

現 行	修 正 案	備 考																				
<p>第3項 緊急通行車両の確認</p> <p>1 緊急通行車両の確認申請</p> <p>市が保有する車両を緊急通行車両として緊急通行車両等事前届出をし、届出済証の交付を受けている場合や、新たに確認申請を行う場合は、<u>総務課</u>において、県公安委員会に申請を行う。</p> <p><b>第8章 避難</b></p> <p><b>第1節 避難勧告等の発令</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、<u>情報政策課（広報班）</u>、 市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、 健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p><b>第4節 避難場所等の設置・運営</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、<u>情報政策課（広報班）</u>、 市民活動推進課（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、 健康増進課、社会福祉課</p> <p><b>第5節 広域一時滞在</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、市政相談課、子育て支援課、建築課、 教育委員会（学校教育課）</p> <p><b>第9章 要配慮者の支援</b></p> <p><b>第1節 避難における支援</b></p> <p>第1項 避難勧告等の発令時の配慮等</p> <p>2 要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達</p> <table border="1" data-bbox="166 1570 1314 1990"> <tr> <td>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害降雨危険度がレベル3相当に達した時点でFAXにより伝達する。</td> </tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害降雨危険度がレベル3相当に達した時点でFAXにより伝達する。	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)	<p>第3項 緊急通行車両の確認</p> <p>1 緊急通行車両の確認申請</p> <p>市が保有する車両を緊急通行車両として緊急通行車両等事前届出をし、届出済証の交付を受けている場合や、新たに確認申請を行う場合は、<u>行政管理課</u>において、県公安委員会に申請を行う。</p> <p><b>第8章 避難</b></p> <p><b>第1節 避難勧告等の発令</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、 市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、 健康増進課、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p><b>第4節 避難場所等の設置・運営</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、 市民活動推進課（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、 健康増進課、社会福祉課</p> <p><b>第5節 広域一時滞在</b></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、市政相談課、子育て支援課、建築課、 教育委員会（学校教育課）</p> <p><b>第9章 要配慮者の支援</b></p> <p><b>第1節 避難における支援</b></p> <p>第1項 避難勧告等の発令時の配慮等</p> <p>2 要配慮者利用施設（津波災害警戒区域の場合は避難促進施設）への情報伝達</p> <table border="1" data-bbox="1427 1570 2597 1990"> <tr> <td>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害危険度情報が警戒（警戒レベル3相当）に達した時点でFAXにより伝達する。</td> </tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害危険度情報が警戒（警戒レベル3相当）に達した時点でFAXにより伝達する。	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)	津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)	<p>組織改編</p> <p>組織改編及び所要の修正</p> <p>組織改編及び所要の修正</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p>
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害降雨危険度がレベル3相当に達した時点でFAXにより伝達する。																					
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																					
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																					
雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																					
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)																					
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害危険度情報が警戒（警戒レベル3相当）に達した時点でFAXにより伝達する。																					
洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																					
高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																					
雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	(略)																					
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	(略)																					

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p><b>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</b></p> <p>第1節 食料の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、<u>職員課</u>、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、健康増進課、農林水産振興課、おもてなし観光課（観光班）・商工振興課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p> <p>第1項 食料の供給</p> <p>1 食料需要の把握</p> <table border="1" data-bbox="160 558 1305 921"> <tr><td>避難所</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旅行者</td><td>◆ <u>産業振興部観光班</u>が関係施設等の協力を得て把握する。</td></tr> <tr><td>災害対策業務従事者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救助活動従事者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>上下水道災害対応業務従事者</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>第3節 生活必需品等の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>総務課</u>、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、おもてなし観光課（観光班）・商工振興課</p> <p>第1項 生活必需品等の供給</p> <p>1 生活必需品等の需要の把握</p> <table border="1" data-bbox="160 1402 1305 1575"> <tr><td>避難所</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旅行者</td><td>◆ <u>産業振興部観光班</u>が関係施設等の協力を得て把握する。</td></tr> </table> <p>5 県への要請</p> <p>市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。</p> <p>なお、生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>県総合防災情報システム</u>の救援物資管理機能を活用するものとする。</p>	避難所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	旅行者	◆ <u>産業振興部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。	災害対策業務従事者	(略)	救助活動従事者	(略)	上下水道災害対応業務従事者	(略)	避難所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	旅行者	◆ <u>産業振興部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。	<p><b>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</b></p> <p>第1節 食料の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、<u>人事課</u>、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、健康増進課、農林水産振興課、おもてなし観光課（観光班）・商工振興課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p> <p>第1項 食料の供給</p> <p>1 食料需要の把握</p> <table border="1" data-bbox="1427 558 2573 921"> <tr><td>避難所</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旅行者</td><td>◆ <u>地域交流部観光班</u>が関係施設等の協力を得て把握する。</td></tr> <tr><td>災害対策業務従事者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>救助活動従事者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>上下水道災害対応業務従事者</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>第3節 生活必需品等の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、社会福祉課、保険年金課（物資輸送班）、おもてなし観光課（観光班）・商工振興課</p> <p>第1項 生活必需品等の供給</p> <p>1 生活必需品等の需要の把握</p> <table border="1" data-bbox="1427 1402 2573 1575"> <tr><td>避難所</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>在宅避難者、一時縁故先などへの避難者</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>旅行者</td><td>◆ <u>地域交流部観光班</u>が関係施設等の協力を得て把握する。</td></tr> </table> <p>5 県への要請</p> <p>市の能力のみでは、生活必需品の供給ができない場合、県への供給を要請する。</p> <p>なお、生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>の救援物資管理機能を活用するものとする。</p>	避難所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	旅行者	◆ <u>地域交流部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。	災害対策業務従事者	(略)	救助活動従事者	(略)	上下水道災害対応業務従事者	(略)	避難所	(略)	在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)	旅行者	◆ <u>地域交流部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。	<p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>(国) システムの運用開始に伴う修正</p>
避難所	(略)																																					
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)																																					
旅行者	◆ <u>産業振興部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。																																					
災害対策業務従事者	(略)																																					
救助活動従事者	(略)																																					
上下水道災害対応業務従事者	(略)																																					
避難所	(略)																																					
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)																																					
旅行者	◆ <u>産業振興部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。																																					
避難所	(略)																																					
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)																																					
旅行者	◆ <u>地域交流部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。																																					
災害対策業務従事者	(略)																																					
救助活動従事者	(略)																																					
上下水道災害対応業務従事者	(略)																																					
避難所	(略)																																					
在宅避難者、一時縁故先などへの避難者	(略)																																					
旅行者	◆ <u>地域交流部観光班</u> が関係施設等の協力を得て把握する。																																					

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第 1 2 章 建物及び宅地の応急対策</b></p> <p>第 2 節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第 3 項 建設型応急仮設住宅</p> <p>3 応急仮設住宅建設の資機材等の調達          応急仮設住宅の資機材は、関係団体（<u>（一社）山口県建設業協会及び（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会</u>）の協力を得て調達する。          用材の確保については、県災害本部農林対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。</p> <p>第 3 節 被災住宅の応急修理</p> <p>第 1 項 対象者の調査及び選定          応急修理の対象者は、市が被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市の発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、県は、市に選定事務を委任する。          対象となる基準は、応急仮設住宅の供与に準じ、災害発生によって住居が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができないものとする。</p> <p><b>第 1 4 章 文教対策</b></p> <p>第 1 節 応急教育対策</p> <p>主な担当関係部署：教育委員会（教育総務課、学校教育課）、防災危機管理課、<u>総務課</u></p> <p><b>第 1 5 章 帰宅困難者への支援</b></p> <p>第 1 節 帰宅困難者対策</p> <p>主な担当関係部署：おもてなし観光課（観光班）・商工振興課、防災危機管理課、<u>総務課</u></p> <p><b>第 1 6 章 保健衛生・防疫活動</b></p> <p>第 1 節 保健衛生活動</p> <p>主な担当関係部署：健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、<u>生活安全課</u></p>	<p><b>第 1 2 章 建物及び宅地の応急対策</b></p> <p>第 2 節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第 3 項 建設型応急仮設住宅</p> <p>3 応急仮設住宅建設の資機材等の調達          応急仮設住宅の資機材は、関係団体（（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。          用材の確保については、県災害本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。このため、関係業者及び木材在荷量の把握資料を整理しておく。</p> <p>第 3 節 被災住宅の応急修理</p> <p>第 1 項 対象者の調査及び選定          応急修理の対象者は、市が被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市の発行する罹災証明書に基づき県が選定する。場合によっては、県は、市に選定事務を委任する。          対象となる基準は、応急仮設住宅の供与に準じ、災害発生によって住居が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができないものとする。</p> <p><b>第 1 4 章 文教対策</b></p> <p>第 1 節 応急教育対策</p> <p>主な担当関係部署：教育委員会（教育総務課、学校教育課）、防災危機管理課、<u>行政管理課</u></p> <p><b>第 1 5 章 帰宅困難者への支援</b></p> <p>第 1 節 帰宅困難者対策</p> <p>主な担当関係部署：おもてなし観光課（観光班）・商工振興課、防災危機管理課、<u>行政管理課</u></p> <p><b>第 1 6 章 保健衛生・防疫活動</b></p> <p>第 1 節 保健衛生活動</p> <p>主な担当関係部署：健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課</p>	<p>（県）地域防災計画見直しに伴う修正</p> <p>誤記修正</p> <p>（国）防災基本計画の見直しに伴う修正</p> <p>組織改編</p> <p>組織改編</p> <p>所要の修正</p>

現 行	修 正 案	備 考																																										
<p><b>第17章 動物救護</b> 第1節 動物の救護</p> <p>主な担当関係部署：生活安全課、防災危機管理課、<u>総務課</u>、建築課</p> <p><b>第18章 行方不明者の捜索・遺体の処理</b> 第2節 遺体の処理</p> <p>大規模災害では、多数の死者の発生が予想されるが、遺体の取扱いや<u>埋火葬及び納骨</u>が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上でも重要であることから、速やかな措置を行うよう努める。</p> <p>また、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず<u>埋火葬及び納骨</u>を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な埋葬を実施する。</p> <p>(主な活動と実施期間) 主な活動と実施期間</p> <table border="1" data-bbox="106 800 1294 926"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 遺体の取扱い</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 遺体の<u>埋火葬</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1項 遺体の取扱い</p> <p>2 遺体の一時保存</p> <p>遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に<u>埋火葬</u>ができない場合において、被害現場付近の適当な場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に遺体を集め、<u>埋火葬</u>が実施できるまで保存する。</p> <p>第2項 遺体の<u>埋火葬</u></p> <p>遺体の<u>埋火葬</u>は、市が実施する。県は、市が行う<u>埋火葬</u>に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。</p> <p>1 埋火葬に必要な物資の支給</p> <p><u>埋火葬</u>は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等<u>埋火葬</u>に必要な物資の支給を行う。</p> <p><b>第19章 廃棄物処理</b> 第1節 災害廃棄物処理</p> <p>主な担当関係部署：クリーンセンター、<u>生活安全課</u>、農林水産振興課、建築課</p>	活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 遺体の取扱い							2 遺体の <u>埋火葬</u>							<p><b>第17章 動物救護</b> 第1節 動物の救護</p> <p>主な担当関係部署：生活安全課、防災危機管理課、<u>行政管理課</u>、建築課</p> <p><b>第18章 行方不明者の捜索・遺体の処理</b> 第2節 遺体の処理</p> <p>大規模災害では、多数の死者の発生が予想されるが、遺体の取扱いや<u>埋葬</u>が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図る上でも重要であることから、速やかな措置を行うよう努める。</p> <p>また、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず<u>埋葬</u>を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、遺体の応急的な埋葬を実施する。</p> <p>(主な活動と実施期間) 主な活動と実施期間</p> <table border="1" data-bbox="1374 800 2561 926"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>直後</th> <th>30分～</th> <th>2時間～</th> <th>24時間～</th> <th>72時間～</th> <th>1週間～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 遺体の取扱い</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 遺体の<u>埋葬</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1項 遺体の取扱い</p> <p>2 遺体の一時保存</p> <p>遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に<u>埋葬</u>ができない場合において、被害現場付近の適当な場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地等に仮設）に遺体を集め、<u>埋葬</u>が実施できるまで保存する。</p> <p>第2項 遺体の<u>埋葬</u></p> <p>遺体の<u>埋葬</u>は、市が実施する。県は、市が行う<u>埋葬</u>に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。</p> <p>1 <u>埋葬</u>に必要な物資の支給</p> <p><u>埋葬</u>は、救助の実施機関（市長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等<u>埋葬</u>に必要な物資の支給を行う。</p> <p><b>第19章 廃棄物処理</b> 第1節 災害廃棄物処理</p> <p>主な担当関係部署：クリーンセンター、農林水産振興課、建築課</p>	活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～	1 遺体の取扱い							2 遺体の <u>埋葬</u>							<p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>所要の修正</p>
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																						
1 遺体の取扱い																																												
2 遺体の <u>埋火葬</u>																																												
活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～																																						
1 遺体の取扱い																																												
2 遺体の <u>埋葬</u>																																												

現 行	修 正 案	備 考														
<p>第2項 災害廃棄物処理の実施</p> <p>2 協力及び支援体制</p> <p>災害発生時には、迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物等を撤去する必要がある。そのため、自衛隊等との情報共有に努め、スムーズな連携を図る。</p> <p>また、多量の災害廃棄物が発生した場合には、速やかに処理体制を構築する必要があるため、県を通じた国や他の地方公共団体、民間事業者への支援要請を検討するとともに、被災家屋の片づけ等に関わることが想定されるボランティア団体との連携を図る。</p> <p>なお、本市が被災した場合に県内の市町に協力を要請する一方、県内の市町で同様の被害が出た場合には、速やかに連絡を取り、災害廃棄物処理に関する協力をを行う。</p> <p><b>第23章 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第1節 電力施設</b></p> <p>主な担当関係機関：中国電力(株)山口営業所、県企業局</p> <p>災害により電気施設に被害があった場合、中国電力株式会社及び県企業局は、速やかに活動体制を構築し、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。</p> <p>市は、電力施設の被害状況及び停電状況、復旧見込み等の情報を収集し、市民へ提供する。</p> <p>第1項 中国電力の応急対策</p> <p>1 災害対策の基本方針</p> <p>災対法、電気関係法規及び中国電力株式会社の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <table border="1" data-bbox="166 1482 1305 1866"> <tr> <td>防災活動体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災体制を発令する。</li> <li>◆ 防災体制は、警戒体制、非常体制及び特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>災害対策室の構成及び任務</td> <td>◆ 災害対策室の組織及び任務については、中国電力(株)の社内規定に基づき、別に定める。</td> </tr> <tr> <td>防災体制時の情報連絡経路</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ 経済産業省を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul> </td> </tr> </table>	防災活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災体制を発令する。</li> <li>◆ 防災体制は、警戒体制、非常体制及び特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。</li> </ul>	災害対策室の構成及び任務	◆ 災害対策室の組織及び任務については、中国電力(株)の社内規定に基づき、別に定める。	防災体制時の情報連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ 経済産業省を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul>	<p>第2項 災害廃棄物処理の実施</p> <p>2 協力及び支援体制</p> <p>災害発生時には、迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物等を撤去する必要がある。そのため、自衛隊等との情報共有に努め、スムーズな連携を図る。</p> <p>また、多量の災害廃棄物が発生した場合には、速やかに処理体制を構築する必要があるため、県を通じた国や他の地方公共団体、民間事業者への支援要請を検討するとともに、被災家屋の片づけ等に関わることが想定されるボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等との連携を図る。</p> <p>なお、本市が被災した場合に県内の市町に協力を要請する一方、県内の市町で同様の被害が出た場合には、速やかに連絡を取り、災害廃棄物処理に関する協力をを行う。</p> <p><b>第23章 ライフライン施設等の応急復旧</b></p> <p><b>第1節 電力施設</b></p> <p>主な担当関係機関：中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンター、県企業局</p> <p>災害により電気施設に被害があった場合、中国電力ネットワーク(株)及び県企業局は、速やかに活動体制を構築し、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。</p> <p>市は、電力施設の被害状況及び停電状況、復旧見込み等の情報を収集し、市民へ提供する。</p> <p>第1項 中国電力ネットワーク(株)の応急対策</p> <p>1 災害対策の基本方針</p> <p>災対法、電気関係法規及び中国電力ネットワーク(株)の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。</p> <p>2 災害発生時の防災体制</p> <p><b>【防災体制の発令基準】</b></p> <table border="1" data-bbox="1374 1488 2407 1896"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害対策準備本部)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 担当区域に一定の被害が予測される場合</li> <li>◆ 担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策本部)</td> <td>◆ 担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合</td> </tr> <tr> <td>特別非常体制 (災害対策本部)</td> <td>◆ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【市本部との連絡体制】</b></p> <p>市防災危機管理課に都度提出している「災害対策本部設置のお知らせ」に記載のとおり。</p>	区分	発令の考え方	警戒体制 (災害対策準備本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 担当区域に一定の被害が予測される場合</li> <li>◆ 担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合</li> </ul>	非常体制 (災害対策本部)	◆ 担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	特別非常体制 (災害対策本部)	◆ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合	<p>(国)防災基本計画の見直しに伴う修正</p> <p>分社に伴う修正</p> <p>所要の修正</p>
防災活動体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、総本部、支社及び各事業場において必要な防災体制を発令する。</li> <li>◆ 防災体制は、警戒体制、非常体制及び特別非常体制に区分し、状況に応じた体制をとる。</li> </ul>															
災害対策室の構成及び任務	◆ 災害対策室の組織及び任務については、中国電力(株)の社内規定に基づき、別に定める。															
防災体制時の情報連絡経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 支社に特別非常体制が発令された場合の情報連絡経路は、資料編のとおりとする。電気事業法、災対法、河川法、電波法等に基づく報告は、原則として、業務分掌により行う。</li> <li>◆ 経済産業省を始め中央官庁及び関係箇所は、東京支社が対応する。</li> </ul>															
区分	発令の考え方															
警戒体制 (災害対策準備本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 担当区域に一定の被害が予測される場合</li> <li>◆ 担当区域内に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合</li> </ul>															
非常体制 (災害対策本部)	◆ 担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合															
特別非常体制 (災害対策本部)	◆ 担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合															

現 行	修 正 案	備 考																												
<p>第2項 県営電力施設の応急対策</p> <p>3 保安対策</p> <p>必要に応じて、<u>中国電力株式会社</u>の指示により送電を停止する。</p> <p><b>24章 農林業災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 農産物対策</b></p> <p>第1項 病虫害防除対策（植物防疫法）</p> <p>1 県の防除体制</p> <table border="1" data-bbox="157 611 1308 1182"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病虫害防除計画の作成及び指導</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防除活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防除技術指導のため現地へ指導班を派遣する。</u></li> <li>・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所（農業水産部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林部へ速報する。</li> <li>・農林総合技術センター（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。</li> <li>・被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>農薬等の確保措置</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 種子及び種苗の確保供給（主要農作物種子法）</p> <p>2 供給の方法</p> <table border="1" data-bbox="157 1436 1308 1608"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種粃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>野菜関係</td> <td>◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ供給のあっせんを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施内容	病虫害防除計画の作成及び指導	(略)	防除活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防除技術指導のため現地へ指導班を派遣する。</u></li> <li>・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所（農業水産部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林部へ速報する。</li> <li>・農林総合技術センター（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。</li> <li>・被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</li> </ul> </li> </ul>	農薬等の確保措置	(略)	対象	方法	種粃	(略)	野菜関係	◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ供給のあっせんを行う。	<p>第2項 県営電力施設の応急対策</p> <p>3 保安対策</p> <p>必要に応じて、<u>中国電力ネットワーク(株)</u>の指示により送電を停止する。</p> <p><b>24章 農林業災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 農産物対策</b></p> <p>第1項 病虫害防除対策（植物防疫法）</p> <p>1 県の防除体制</p> <table border="1" data-bbox="1421 611 2573 1167"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病虫害防除計画の作成及び指導</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防除活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所及び農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、<u>県農林水産部</u>へ速報する。</li> <li>・農林総合技術センター（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。</li> <li>・被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>農薬等の確保措置</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項 種子及び種苗の確保供給（主要農作物種子法）</p> <p>2 供給の方法</p> <table border="1" data-bbox="1421 1425 2573 1579"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種粃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>野菜関係</td> <td>◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	実施内容	病虫害防除計画の作成及び指導	(略)	防除活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所及び農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、<u>県農林水産部</u>へ速報する。</li> <li>・農林総合技術センター（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。</li> <li>・被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</li> </ul> </li> </ul>	農薬等の確保措置	(略)	対象	方法	種粃	(略)	野菜関係	◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。	<p>分社に伴う修正</p> <p>(県) 地域防災計画見直しに伴う修正</p> <p>誤記修正</p>
実施事項	実施内容																													
病虫害防除計画の作成及び指導	(略)																													
防除活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防除技術指導のため現地へ指導班を派遣する。</u></li> <li>・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所（農業水産部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、県農林部へ速報する。</li> <li>・農林総合技術センター（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。</li> <li>・被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</li> </ul> </li> </ul>																													
農薬等の確保措置	(略)																													
対象	方法																													
種粃	(略)																													
野菜関係	◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口県本部を通じ供給のあっせんを行う。																													
実施事項	実施内容																													
病虫害防除計画の作成及び指導	(略)																													
防除活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、市に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所及び農林事務所（農業部）は一体となって防除技術指導体制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握するとともに、<u>県農林水産部</u>へ速報する。</li> <li>・農林総合技術センター（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。</li> <li>・被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。</li> </ul> </li> </ul>																													
農薬等の確保措置	(略)																													
対象	方法																													
種粃	(略)																													
野菜関係	◆ 市長からの要請により、全国農業協同組合連合会山口事務所・山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行う。																													

現 行	修 正 案	備 考
<p><b>第4編 復旧・復興計画</b>  <b>第1章 復旧・復興活動</b>  第1節 市の活動体制の確立  第1項 災害復旧本部の設置  2 市復旧本部の組織</p> <p><b>【市復旧本部組織図】</b></p> <p>(事務局) 本部統括部 (防災危機管理課)</p> <p>教育長 防災危機管理監 総務部長 総合政策部長 地域交流部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 土木都市建設部長 教育部長 上下水道局長 消防長 議会事務局長</p> <p>総務部 (総務部長)</p> <p>総合政策部 (総合政策部長)</p> <p>地域交流部 (地域交流部長)</p> <p>生活環境部 (生活環境部長)</p> <p>健康福祉部 (健康福祉部長)</p> <p>産業振興部 (産業振興部長)</p> <p>土木都市建設部 (土木都市建設部長)</p> <p>文教対策部 (教育部長)</p> <p>上下水道対策部 (<u>上下水道局長</u>)</p> <p>消防対策部 (消防長)</p> <p>応援協力部 (<u>議会事務局長</u>)</p> <p><b>第2章 被災者の生活再建</b>  第6節 租税の特例措置  市は、県をはじめとする防災関係機関と協力して、災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう税等の納期限の延長、徴収の猶予及び減免、<u>住宅・援護資金の貸付</u>等について必要な措置を講じる。</p> <p><b>第8節 貸付・支給による経済再建の支援</b>  第1項 生活資金の貸付  3 縣市町中小企業勤労者小口資金  県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p>	<p><b>第4編 復旧・復興計画</b>  <b>第1章 復旧・復興活動</b>  第1節 市の活動体制の確立  第1項 災害復旧本部の設置  2 市復旧本部の組織</p> <p><b>【市復旧本部組織図】</b></p> <p>(事務局) 本部統括部 (防災危機管理課)</p> <p>教育長 <u>上下水道事業管理者</u> 防災危機管理監 総務部長 総合政策部長 地域交流部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 土木都市建設部長 土木都市建設部理事 教育部長 消防長 議会事務局長 会計管理者</p> <p>総務部 (総務部長)</p> <p>総合政策部 (総合政策部長)</p> <p>地域交流部 (地域交流部長)</p> <p>生活環境部 (生活環境部長)</p> <p>健康福祉部 (健康福祉部長)</p> <p>産業振興部 (産業振興部長)</p> <p>土木都市建設部 (土木都市建設部長)</p> <p>文教対策部 (<u>教育長・教育部長</u>)</p> <p>上下水道対策部 (<u>上下水道事業管理者</u>)</p> <p>消防対策部 (消防長)</p> <p>応援協力部 (<u>会計管理者</u>)</p> <p><b>第2章 被災者の生活再建</b>  第6節 租税の特例措置  市は、県をはじめとする防災関係機関と協力して、災害により被害を受けた市民の速やかな再起が図られるよう税等の納期限の延長、徴収の猶予及び減免等について必要な措置を講じる。</p> <p><b>第8節 貸付・支給による経済再建の支援</b>  第1項 生活資金の貸付  3 縣市町中小企業勤労者小口資金  県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。</p>	<p>組織改編</p> <p>所要の修正</p>



現 行	修 正 案	備 考																																																																
<p><b>第5章 金融対策</b></p> <p><b>第1節 金融対策</b></p> <p>大規模災害の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、<u>通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。</u></p> <p>日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(活動方針)</p>	<p><b>第5章 金融対策</b></p> <p><b>第1節 金融対策</b></p> <p>大規模災害の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。被災地での早期の復旧復興に当たっては、<u>この計画に定めるところにより所要の措置を講じる。</u></p> <p>日本銀行下関支店は、被災地域における人心の安定及び災害の復旧に資するため、災害復旧・復興に際して必要となる各種金融対策に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(活動方針)</p>	<p>日本銀行防災業務計画の一部修正に伴う修正</p>																																																																
<p>○被災地の現金供給に向けた体制を構築する。</p> <p>○通貨の安定した流通を図る。</p> <p>○被災地に職員を派遣する等により、損傷紙幣の引き換え等を行う。</p> <p>○(新規)</p> <p>○(新規)</p>	<p>○被災地の現金供給に向けた体制を構築する。</p> <p>○通貨の安定した流通を図る。</p> <p>○被災地に職員を派遣する等により、損傷紙幣の引き換え等を行う。</p> <p>○<u>決済システムの安定運行、金融業務の継続、払い戻しや貸出の特例等を設け、被災者を支援する。</u></p> <p>○<u>各種措置が被災者へ行き渡るよう、様々な手段で広報する。</u></p>																																																																	
<p>(主な活動と実施期間)</p> <table border="1" data-bbox="106 1073 1294 1178"> <thead> <tr> <th colspan="2">活動項目</th> <th>当日</th> <th>1日後～</th> <th>3日後～</th> <th>1週間後～</th> <th>1か月後～</th> <th>数か月後～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2節 非常金融措置</b></p> <p>主な担当関係部署：会計課</p> <p>主な担当関係機関：<u>金融機関、日本銀行下関支店</u></p> <p>(活動方針)</p>	活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整							<p>(主な活動と実施期間)</p> <table border="1" data-bbox="1374 1052 2561 1346"> <thead> <tr> <th colspan="2">活動項目</th> <th>当日</th> <th>1日後～</th> <th>3日後～</th> <th>1週間後～</th> <th>1か月後～</th> <th>数か月後～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資金決済の円滑な確保</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>金融機関の業務運営の確保に係る措置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>金融機関による金融上の措置の実施にかかる要請</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>各種措置に関する広報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整							2	資金決済の円滑な確保							3	金融機関の業務運営の確保に係る措置							4	金融機関による金融上の措置の実施にかかる要請							5	各種措置に関する広報							
活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～																																																											
1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整																																																																	
活動項目		当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～																																																											
1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整																																																																	
2	資金決済の円滑な確保																																																																	
3	金融機関の業務運営の確保に係る措置																																																																	
4	金融機関による金融上の措置の実施にかかる要請																																																																	
5	各種措置に関する広報																																																																	
<p>○<u>決済システムの安定運行、金融業務の継続、払い戻しや貸出の特例等を設け、被災者を支援する。</u></p> <p>○<u>各種措置が被災者へ行き渡るよう、様々な手段で広報する。</u></p>																																																																		

現 行							修 正 案		備 考
(主な活動と実施期間)									日本銀行防災業務計画の一部修正に伴う修正
	活動項目	当日	1日後～	3日後～	1週間後～	1か月後～	数か月後～		
1	資金決済の円滑な確保								
2	金融機関の業務運営の確保に係る措置								
3	金融機関による金融上の措置の実施にかかる要請								
4	各種措置に関する広報								
<p>第1項 資金決済の円滑な確保</p> <p>第2項 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>第3項 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>第4項 各種措置に関する広報</p> <p>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、ウェブサイトその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。</p> <p>特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置、損傷銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>							<p>(削除)</p> <p>第2項 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>第3項 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>第4項 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>第5項 各種措置に関する広報</p> <p>災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、ウェブサイトその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。</p> <p>特に金融機関に対し、営業時間延長、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等について要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。</p>		